

平成13年12月27日  
埼例規第115号・刑総  
警察本部長

## 捜査関係事項照会書等運用要領

(概要)

この要領は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく、捜査に使用するための照会書の回答義務、照会事項、規定様式、管理等の運用について定めたものである。